

随意契約理由書

1 案件名称

味原小学校外17校冷房設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

(株) 総合設備コンサルタント

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 総合設備コンサルタントは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

春日出小学校増築その他工事 監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 上坂設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社上坂設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

加美東小学校プール設置その他工事設計業務委託-2

2 契約の相手方

株式会社 トクオ

3 随意契約理由

本設計業務は、加美東小学校プール設置その他工事設計業務委託で設計済みの既存校舎改修について、主管局からの依頼に基づき、コンクリートブロック塀改修工事等の追加設計を行うものである。

本業務は既に完了している実施設計図面の修正及びコンクリートブロック塀改修工事に伴う実施設計図面の作成業務を行うことから、当初の設計業者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となる。また、株式会社 トクオであれば、設計内容を熟知しており、図面データを保有しているため、これを活用することにより効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ
(電話番号 06 - 6208 - 9335)

随意契約理由書

1 案件名称

三国南住宅1号館設備工事 設計業務委託

2 契約の相手方

㈱総合計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

㈱総合計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ (電話番号 06-6208-9386)

随意契約理由書

1 案件名称

平林小学校プール設置その他工事設計業務委託-3

2 契約の相手方

株式会社 アイプラス設計事務所

3 随意契約理由

本設計業務は、平林小学校プール設置その他工事設計業務委託で設計済みの既存校舎改修について、主管局からの依頼に基づき、コンクリートブロック塀改修工事等の追加設計を行うものである。

本業務は既に完了している実施設計図面の修正及びコンクリートブロック塀改修工事に伴う実施設計図面の作成業務を行うことから、当初の設計業者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となる。また、株式会社 アイプラス設計事務所であれば、設計内容を熟知しており、図面データを保有しているので、これを活用することにより効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ
(電話番号 06 - 6208 - 9334)

随意契約理由書

1 案件名称

矢田中住宅4号館 設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社新日本設備計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、本監理業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社新日本設備計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においても、プロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ（電話番号 06-6208-9386）

随意契約理由書

1 案件名称

西喜連第5住宅6号館建設工事 第2次設計変更 設計業務委託

2 契約の相手方

(株) 都市環境設計

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、(株) 都市環境設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ (電話番号 06-6208-9245)

随意契約理由書

1 案件名称

加島北住宅1・2・3号館解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 公共建築設計監理企画室

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 公共建築設計監理企画室は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9247)

随意契約理由書

1 案件名称

淀川中学校増築その他工事 監理業務委託

2 契約の相手方

有限会社 岡田建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社 岡田建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9341)

随意契約理由書

1 案件名称

扇町小学校増築その他工事 監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 建築環境計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社建築環境計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

木川西第2住宅1号館昇降路増築工事監理業務委託

2 契約の相手方

(株) スリーエース総合設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) スリーエース総合設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部建設課 工事グループ (電話番号 06-6208-9247)